

岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱

令和 ~~6~~7 年 ~~3~~4 月

岐阜県
農政部・林政部・県土整備部・都市建築部

目 次

第1章 総 則	1
第1 目 的	1
第2 適用範囲	1
第3 用語の定義	1
第4 関係者の基本的責務	2
第5 発注者による計画の作成、条件明示等	2
第6 施工計画書の作成等	2
第7 工事現場の管理体制	3
第8 受注者の社内管理体制	3
第2章 建設副産物の処理	3
第1 建設発生土に関する運用	3
第2 建設廃棄物に関する運用	5
第3 再生材利用の運用	6
第4 再生材の品質規定	7
第3章 建設副産物ごとの留意事項	8
第1 コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊	8
第2 建設発生木材	8
第3 建設汚泥	8
第4 混合廃棄物	8
図ー1 公共建設工事における再生資源活用のフロー（建設発生土）	9
図ー2 公共建設工事における各種書類手続き及び建設発生土搬出入のフロー	10
図ー3 公共建設工事における再生資源活用のフロー（建設発生土を除く）	11
様式ー1 リサイクル阻害要因説明書	12
様式ー2 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票	14
様式ー3 土砂受領書	16
様式ー4 土砂搬出及び受領証明書	17
様式ー5 搬出先適正確認記録	18
様式ー6 計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出された場合に作成する書面	19
様式ー7 最終搬出先記録	20
（参考）別表ー1 建設副産物の具体例	21
（参考）別表ー2 リサイクル法の概要	22
（参考）別表ー3 利用に関する判断の基準	23
（参考）別表ー4 土質区分基準及び適用用途基準	25
（参考）別表ー5 建設発生土の適用用途基準	26
（参考）別表ー6 再生資源の利用に関連する指針等	30
（参考）別添ー1 建設廃棄物関係の留意事項チェックシート	31
建設工事監督（建設廃棄物関係）チェックシート	32
（参考）別添ー2 岐阜県建設副産物対策連絡協議会	33
第4章 再生砕石の品質試験の取扱い	37
再砕様式ー1 再生砕石の品質試験結果について（報告）	38
再砕様式ー2 再生砕石の品質試験結果について（通知）	39
再砕様式ー3 再生砕石の品質試験結果について（通知）	40
再砕様式ー4 再生砕石の品質試験結果について（通知）	41
再生砕石の試験項目等	42
第5章 産業廃棄物処理施設（建設副産物再資源化施設）開設の取扱い	44
廃施様式ー1 産業廃棄物処理施設の開設について	45
廃施様式ー2 産業廃棄物処理施設の開設について（進達）	47
廃施様式ー3 産業廃棄物処理施設の開設について（通知）	48
廃施様式ー4 産業廃棄物処理施設の開設について（通知）	49

岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱

平成	6年	4月	1日	制定
平成	7年	5月	31日	一部改正
平成	9年	5月	9日	一部改正
平成	11年	4月	1日	改正（7月1日施行）
平成	14年	4月	1日	一部改正
平成	15年	4月	1日	一部改正
平成	16年	9月	1日	一部改正
平成	17年	10月	15日	一部改正
平成	18年	4月	1日	一部改正
平成	18年	9月	1日	一部改正
平成	26年	4月	1日	改正
平成	29年	4月	1日	一部改正
平成	30年	4月	1日	一部改正
令和	元年	7月	1日	一部改正
令和	2年	4月	1日	一部改正
令和	4年	1月	1日	一部改正
令和	4年	9月	1日	一部改正
令和	5年	1月	1日	一部改正
令和	5年	7月	1日	一部改正
令和	6年	4月	1日	一部改正（6月1日施行）
令和	7年	4月	1日	一部改正

第1章 総 則

第1 目 的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理に係る総合的な対策を発注者及び受注者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、建設資材を搬入、建設副産物を搬出する農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部所管の建設工事に適用する。

第3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (3) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）に該当するものをいう（別表－1）。
- (4) 「再利用」とは、活用しなければ不要となるもの若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (6) 「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
 - 一 建設廃棄物について、資源又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
 - 二 建設廃棄物であって熱回収ができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収ができる状態にする行為（以下「燃料化」という。）
- (7) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設廃棄物の大きさを減ずる行為をいう。
- (8) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- (9) 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、受注者、下請負人をいう。
- (10) 「ストックヤード運営事業者」とは、ストックヤード運営事業者登録規程により、国土交通大臣の登録を受けてストックヤード運営事業を行う者をいう。

第4 関係者の基本的責務

- 一 発注者及び施工者は、『循環型社会形成推進基本法』（平成12年法律第110号）、『資源の有効な利用の促進に関する法律』（平成3年法律第48号。以下「リサイクル法」という。）、『建設工事に係る資材の再資源化に関する法律』（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、『廃棄物処理法』、『岐阜県環境基本条例』（平成7年条例第9号）、『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』（平成11年条例第10号。以下「適正処理条例」という。）及び『岐阜県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針）』等関係法令を遵守するとともに『岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱』（以下「本要綱」という。）に則り、建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。
- 二 発注者は、建設工事の計画及び設計にあたっては、建設リサイクル法第6条によるとともに、発注にあたっては建設副産物対策に必要な経費を計上しなければならない。
- 三 受注者は、建設工事の施工にあたり、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を自ら適切に行うため、建設リサイクル法第39条による各下請負人への指導のほか、発注者との連絡調整管理及び施工体制の整備を行わなければならない。
- 四 下請負人は、建設工事の施工にあたり、建設副産物対策に積極的に取り組むよう努めなければならない。
- 五 施工者は、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めなければならない。

第5 発注者による計画の作成、条件明示等

発注者は建設工事の計画及び設計にあたり、建設副産物の発生の抑制及び再利用に必要な調査の実施、図一2「公共建設工事における再生資源活用フロー（建設発生土を除く）」に基づき適切な計画立案を行うとともに、設計の実施に努めなければならない。また、建設工事の発注にあたっては、計画・設計段階の検討結果及び適正な処理方法を条件として明示するとともに、必要な経費を計上しなければならない。必要に応じチェックシート（別添一1）を活用すること。

明示した条件に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない。

- 一 リサイクル法第15条に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第19号。以下「利用に関する判断の基準」という。）に規定する再生資源（建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊）並びにリサイクル法第34条に基づく「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第20号。以下「利用の促進に関する判断の基準」という。）に規定する指定副産物（建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材）については、リサイクル原則化ルールの徹底に努めること。
- 二 木材について工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設がない場合、又は次の条件をいずれも満たす場合は、再資源化に代えて縮減とすることができる。
 - ① 工事現場から再生資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
 - ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

第6 施工計画書の作成等

受注者は、次の事項に留意し、施工計画の作成等を行わなければならない。

- 一 施工に先立ち、必要な調査を行うとともに、契約に基づき、建設廃棄物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成すること。
- 二 再生資源を搬入、指定副産物を搬出する場合※は、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」により、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出し（後述の、第1章、第6、三の規定により作成した書面（確認結果票）を含む。）、その内容を発注者に説明するものとする。

また、建設工事の完成後、速やかにCOBRISにより登録の上、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、これらの記録を工事完成後5年間保存すること。

※ リサイクル法及び関係省令における再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の取り扱いについては、リサイクル法の概要（別表一2）のとおりであるが、搬入する建設資材や搬出する建設副産物の量に関わらず作成すること。ただし、維持管理事業や災害復旧事業等の緊急を要する事業について、別表一2による計画書作成の対象工事に満たない場合は、発注者と協議のうえ、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の作成を省略することができる。

- 三 500㎡以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画書を作成しようとするときは、あらかじめ以下の事項を確認した上で計画を作成するとともに、その確認の結果を記載した確認結果票（様式一2）（電磁的記録も可）を作成し、再生資源利用促進計画書に添付するものとする。

- ① 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされていること
- ② 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する以下

の事項

- ・当該行為が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１２条第１項、第１６条第１項、第３０条第１項又は第３５条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けていること（規制区域が未指定の場合は、その旨を確認結果票に記載するものとする）
 - ・当該行為が同法第２１条第１項、第２７条第１項、第２８条第１項又は第４０条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること（規制区域が未指定の場合は、その旨を確認結果票に記載するものとする）
- ③ 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 四 ５００ｍ^３以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画書を作成したときは、建設発生土を運搬する者に対し、搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに、三により作成した確認結果票（様式－２）の内容を通知するものとする。これらの内容に変更があったときも、同様とする。
- 五 産業廃棄物の運搬又は処分を他の業者に委託する場合は、「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを施工計画書に添付すること。なお、「建設廃棄物処理委託契約書」については、建設関係６団体（日本建設業連合会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、東京建設業協会、建設廃棄物協同組合）の発行している様式を参考とする。

第７ 工事現場の管理体制

受注者は、次の事項に留意し、工事現場の管理を適切に行わなければならない。

- 一 建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすること。
- 二 上記の責任者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等の内容について現場担当者の教育を十分行うとともに、下請負人等にもこれを周知徹底すること。
また、監督員は工事の実施、必要書類の提出等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。（別添－１）
- 三 作成した再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画（第１章、第６、三の規定により作成した書面（確認結果票）を含む。）は、工事現場において、公衆の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。
- 四 発注者から請求があったときは、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を発注者に報告するものとする。

第８ 受注者の社内管理体制

受注者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員及び下請負人等に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第２章 建設副産物の処理

第１ 建設発生土に関する運用

１ 建設発生土の有効利用及び適正処理の基本方針

一 搬出の抑制

- ① 発注者及び受注者は、建設工事の施工にあたっては、建設発生土の現場内利用の促進、適切な工法の選択等により、その搬出量の抑制に努めなければならない。
- ② 建設発生土の取扱いについては、「公共建設工事における再生資源活用フロー（図－１建設発生土）」に基づき処理計画を立てることとする。

二 工事間の利用の促進

- ① 発注者及び受注者は、「岐阜県建設発生土管理基準」を遵守するとともに、建設発生土の土質確認を行い、現場から５０ｋｍの範囲内の他の建設工事（民間建設工事を含む。）において建設発生土の有効活用が図られる場合は、調整の上、搬出するよう努めなければならない。
- ② 発注者は建設発生土の利用を促進するため「建設発生土情報交換システム」を活用することとする。
- ③ 発注者及び受注者は、他の工事現場における利用が促進されるよう建設発生土を必要とする他の工事現場と連絡調整を行うとともに、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用にも努めなければならない。
- ④ 建設発生土の工事間調整にあたっては、必要に応じ「岐阜県建設副産物対策連絡協議会」、「建設副産物対策各圏域連絡協議会」等を活用することとする。（別添－２）

三 工事現場等における分別及び保管

施工者は、建設発生土の搬出にあたっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講ずるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

らない。

四 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

- ① 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る受注者）に対し、以下の事項を記載した受領書（様式－3）（電磁的記録も可）の交付を求めるものとする。

また、搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する土砂搬出及び受領証明書（様式－4）（電磁的記録も可）を作成し受領書と見なすものとする。

- ・搬出先の名称（搬出先が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地
- ・搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
- ・搬出元（搬出元が工事現場の場合は建設工事の名称）の名称及び所在地
- ・建設発生土の搬出量
- ・建設発生土の搬出先への搬出が完了した日

- ② 受注者は、受領書の交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたときは、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認するとともに、当該受領書又はその写しを、計画を作成した建設工事の完成日から5年を経過する日まで保存するものとする。

- ③ 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（以下の事項のいずれかに該当する搬出先を除く）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する、第2章,第1,1,四,①に掲げる事項を記載した書面（様式－6）（電磁的記録も可）を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成日から5年を経過する日まで保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- ・国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所
- ・建設発生土を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所
- ・ストックヤード運営事業者が運営するストックヤード

なお、当該他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで当該書面の作成に代えることができるものとする。

- ④ 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において、再生資源利用促進計画に記載した搬出先が第2章,第1,1,四,③に掲げる事項のいずれにも該当せず、かつ最終処分場にも該当しない場合は、建設発生土が適正に搬入元別の区分管理がされているところへ搬出するものとする。

五 建設発生土の搬入元に対する受領書の交付等

- ① 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬入する建設工事において、再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したとき又は、搬入元の管理者（当該搬入元が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る受注者）から受領書の交付を求められた場合は、搬入元の管理者に対し、速やかに、第2章,第1,1,四,①の事項を記した受領書（様式－3）（電磁的記録も可）を交付するものとする。

- ② 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬入する建設工事において、再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したとき又は、搬入元の管理者（当該搬入元が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る受注者）から受領書の交付を求められたときであって、かつ搬入元が第2章,第1,1,四,③に掲げる事項のいずれにも該当しない場合は、建設発生土が適正に搬入元別の区分管理がされているところから搬入するものとする。

六 運 搬

施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- ① 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。

- ② 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、周辺へ影響を与えないよう努めること。

七 受入地での埋立

発注者及び受注者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋立てる場合には、関係法令に基づき必要な手続を行うほか、受入地の関係者と打合せを行い、埋立てにあたっては「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」（平成18年10月条例第47号）を遵守すること。

2 条件明示

- 一 発注者は、建設発生土の搬出先を指定し、特記仕様書にその条件を明示するものとする。明示した条件に変更が生じた場合には協議のうえ設計変更等により適切に対処することとする。

なお、発注時に受入地を調整中の場合にあっては、搬出時期までには搬出先を指定すること。

- 二 発注者は、建設発生土の搬出にあたって土壌検査が必要な場合は、特記仕様書にその旨を明示するものとする。

なお、発注者及び受注者は、土壌検査の実施にあたっては「岐阜県建設発生土管理基準」を遵守すること。

3 有効利用及び適正処理の徹底

- 一 時期調整のためのストックヤード（仮置場）が必要な場合は、必要に応じ用地借地料、積込等に要する経費を計上できるものとするが、極力用地先行している官地等を利用するものとする。
- 二 建設発生土の有効利用及び適正処理のため、立木補償又は立毛補償が必要な場合は計上できるものとする。
- 三 指定地処分で農地等の盤上げ等による適正処理をした場合は必要に応じ耕土跳ね上げ、敷均、締固等及び排水施設等必要な経費を計上できるものとする。
- 四 有効利用及び適正処理を行う場合の土地の使用契約は官地又は指定処分地以外を除き、土地所有者との契約書または承諾書等必要図書を監督員に提出することとする。
- 五 運搬に要する費用は、原則的には搬出する側で計上することとするが、これによりがたい場合は双方の協議により決定できるものとする。
- 六 その他、本要綱によりがたい事項は、主管事業課と協議のうえ実施することとする。

4 スtockヤード運営事業者が行う建設発生土の適正処理

- 一 スtockヤード運営事業者は、その運営するストックヤードから土砂を搬出しようとするとき（その搬出を他の者に委託して行おうとする場合を含む。）は、あらかじめ以下の事項を確認し、その結果を記載した搬出先適正確認記録（様式－5）（電磁的記録も可）を作成するものとする。
 - ① 搬出先における土砂の堆積その他の行為が宅地造成等規制法の一部を改正する法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けていること（規制区域が未指定の場合は、その旨を確認結果票に記載するものとする）
 - ② 同法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること（規制区域が未指定の場合は、その旨を確認結果票に記載するものとする）
 - ③ ①②に掲げる事項のほか、搬出先が適正であることを確認するために必要な事項
 - 二 スtockヤード運営事業者は、その運営するストックヤードから土砂の搬出を他の者に委託しようとするときは、当該者に対し、搬出先の名称及び所在地並びに前項の確認の結果を通知するものとする。
 - 三 スtockヤード運営事業者は、その運営するストックヤードに土砂が搬入されたときは、当該土砂の搬入元に対し、第2章、第1、1、五の規定により作成した、受領書の交付を行うものとする。
 - 四 スtockヤード運営事業者は、その運営するストックヤードから土砂を搬出したときは、当該土砂の搬出先に対し、第2章、第1、1、四の規定により作成した、受領書の交付を求めるものとする。
 - 五 スtockヤード運営事業者は、その運営するストックヤードから搬出した土砂が第2章、第1、4、一に掲げる事項について確認した搬出先（以下の事項のいずれかに該当する搬出先を除く）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する、第2章、第1、1、四、①に掲げる事項を記載した書面（様式－7）（電磁的記録も可）を作成するとともに、作成から五年を経過する日まで保存するものとする。当該土砂が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
 - ・国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所
 - ・土砂を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために土砂を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所
 - ・ストックヤード運営事業者が運営するストックヤード
- なお、当該他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで当該書面の作成に代えることができるものとする。
- 六 スtockヤード運営事業者は、第2章、第1、4、一に掲げる事項について確認した搬出先が前項に掲げる事項のいずれにも該当せず、かつ最終処分場にも該当しない場合、土砂が適正に搬入元別の区分管理がされているところへ搬出するものとする。
 - 七 その他については、ストックヤード運営事業者登録規程に基づくものとする。

第2 建設廃棄物に関する運用

1 排出の抑制

発注者及び受注者は、建設工事の施工にあたっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生量の抑制を行うとともに、現場内での再利用及び縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出量の抑制に努めなければならない。

2 工事現場等における分別及び保管

受注者は、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、建設廃棄物の処理方法ごとに、次の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

- 一 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。特に作業員等の生活に伴う廃棄物の分別を徹底すること。

- 二 安定型産業廃棄物及びそれ以外の産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の分別に努めること。
- 三 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破碎等を行い、分別すること。

3 処理の委託

受注者は、処理を委託する場合には、廃棄物処理法第12条第6項によるほか、適正処理条例第18条に基づき、処理業者が当該委託に係る建設廃棄物を処理する能力を備えていることを確認し、その結果を記録するとともに、委託した建設廃棄物が適正に処理されるよう定期的に確認する等監視を行い、監督員等から提示を求められた場合、提示すること。

4 運 搬

受注者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- 一 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行うこと。
- 二 混合廃棄物の積替保管にあたっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

5 再資源化等

受注者は、工事現場から排出する建設リサイクル法に定める特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物についても、次の事項に留意し、再資源化等に努めなければならない。

- 一 再資源化を図ることが可能な建設廃棄物については再資源化施設へ搬出すること。
- 二 再資源化が困難な建設廃棄物については、縮減を行う中間処理施設を活用すること。
- 三 現場において分別できなかった建設廃棄物（以下、「混合廃棄物」という。）については、再資源化の推進及び適正な処理の確保のため、選別設備を有する中間処理施設を活用すること。

6 処理状況の確認

受注者は、搬出した産業廃棄物の処理状況について、平成16年11月11日付基整第835号「公共事業における産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正管理について（通知）」に定める様式（以下「廃様1」という。）により取りまとめるとともに、処理が完了した場合は、マニフェストの写し※（D票又はE票）と合わせて監督員及び検査員に提示すること。（※マニフェストの写しとは、D票又はE票のコピーではなく、そのものを指す。）

なお、工事完成検査までに処理が完了していない場合は、処理完了後速やかに、マニフェストの写しを提示すること。

ただし、マニフェストの写しの提示について、電子マニフェストを利用した場合は、マニフェストの写しの提示に代えて公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが発行する「受渡確認票」を提示すること。

また、発注者は、リサイクル法に定める建設資材廃棄物が、その種類ごとかつ施設ごとに100m³（積算に用いる数量）を超える場合は、現地において処理施設の処理能力、稼働状況およびヤードの有無等建設資材廃棄物を処理する能力を有することを確認すること。

7 積算価格の取り扱い

- 一 再生材の資材価格は実勢価格を計上するものとし、原則県が実施する定期的市場調査等により決定する。
ただし、価格設定がされていない場合の積算価格の取扱いは、工事現場から40km以内（再生アスファルト混合物については工事現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内）の再資源化施設から見積りを徴取し決定するものとする。
- 二 再資源化施設の処理費用は、原則県が実施する定期的市場調査により決定する。
ただし、価格設定がされていない場合の積算価格の取扱いは、工事現場から40km以内の再資源化施設から見積りを徴取し決定するものとする。

第3 再生材利用の運用

- 一 再生材の使用区分は、利用に関する判断の基準（別表－3）に基づき利用するものとする。
- 二 建設発生土の土質区分及び適用用途標準は、「建設発生土の土質区分基準」（別表－4）及び「建設発生土の適用用途標準」（別表－5）に基づき利用するものとする。
- 三 再生材の利用にあたっては、本要綱及び「再生資源の利用に関連する指針等」（別表－6）を参考に規格及び品質、安全性等を確認し使用するものとする。
- 四 再生材の使用について、規格及び品質等が適切ではないと判断した場合は新材使用の検討を行い設計変更により適切に対処するものとする。
- 五 当初設計において再生材による計画とし、工事施工時に再資源化施設に在庫量がない場合は、設計変更を行い新材で施工することとする。この場合の手続きは受注者から「協議書」（第12号様式）に最寄り再資源化施設（工事現場から40km以内）の証明書を添付のうえ、監督員に提出し、設計変更で適切に処理することとする。
- 六 受注者は、再生材（再生砕石）を使用する場合には、工事毎に、「舗装再生便覧」で規定している試験項目のほかに不純物試験を材料納入時（ただし、再生砕石の品質試験の取扱いにより県が認めた試験所で実施した場合は6ヶ月毎に行う試験成績表による。）に試験を行い監督員に提出しなければならない。
材料の品質管理は「岐阜県建設工事共通仕様書」及び「舗装再生便覧」等に基づき実施するものとする。

七 再資源化施設は再生材を製造するにあたり、「本要綱」、「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」に基づく規格及び品質等の確保のため、自社管理体制の充実に努めなければならない。

第4 再生材の品質規定

一 再生砕石の呼び名

再生砕石はアスファルトコンクリート再生骨材、セメントコンクリート再生骨材及び路盤再生骨材を単独または相互に組み合わせ、必要に応じて、これに補足材を加えて、所要の品質が得られるように調整した砕石を言い、コンクリート再生骨材を使用したもの、コンクリート再生骨材に新材を混入したもの、コンクリート再生骨材にアスファルト再生骨材を混入したもののコンクリート再生骨材にアスファルト再生骨材と新材を混入したもの等とし、呼び名は次のとおりとする。

- ・粒度の範囲が40mm以下のもの・・・RC-40
- ・粒度の範囲が30mm以下のもの・・・RC-30

二 再生材の品質

再生砕石を路盤材として利用するための品質は本要綱に定める事項のほか、「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」の基準を満足するものとする。

a) 再生路盤材の品質規格

1) 下層路盤に使用する再生砕石の品質

適 用	項 目	材 料	修正CBR	すり減り減量	P I
簡易舗装		再生クラッシャーラン (RC材)	10%以上 [20%以上]	50%以下 (注3)	9以下
アスファルト舗装		再生クラッシャーラン (RC材)	20%以上 [30%以上]	50%以下 (注3)	6以下
セメントコンクリート舗装		再生クラッシャーラン (RC材)	20%以上 [30%以上]	50%以下 (注3)	6以下

- (注1) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャーランを用いる場合で、上層路盤及び基層・表層の合計厚が40cmよりも小さい場合には修正CBRの基準値は[]内の数値を適用する。
なお、40℃でCBR試験を行う場合は通常値を満足すればよい。
- (注2) 再生クラッシャーランの材料として路盤再生骨材又は路盤発生材を用いる場合のみP Iの規定を適用する。
- (注3) セメントコンクリート再生骨材以外については、ロサンゼルスすり減り減量試験を行なう必要はない。

2) 下層路盤で安定処理に用いる材料の望ましい品質

材 料	修正CBR	P I	最大粒径
再生セメント安定処理材	10%以上	9以下	50mm以下
再生石灰安定処理材料	10%以上	6～18	50mm以下

3) 再生クラッシャーランの望ましい粒度範囲 (単位：%)

粒 度 範 囲 (呼 び 名)		40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)
ふるい目の開き			
通 過 質 量 百 分 率 %	53 mm	100	
	37.5 mm	95 ～ 100	100
	31.5 mm	—	95 ～ 100
	26.5 mm	—	—
	19 mm	50 ～ 80	55 ～ 85
	13.2 mm	—	—
	4.75 mm	15 ～ 40	15 ～ 45
	2.36 mm	5 ～ 25	5 ～ 30

(注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒等を含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

4) 不純物の含有量

- (1) 路盤に使用する再生砕石は原則不純物を含まないものとし、可能な限り除去することとする。ただし、陶磁器、レンガ、瓦、ガラス、プラスチック、金属、木片、紙類等について、やむを得ず混入する場合の含有量は下表の数値を超えないものとする。

含有する不純物の種類	含有量（重量百分率）
①木片・紙類等	0.3%
①木片・紙類等 ②ガラス、プラスチック、金属	1.0%
①木片・紙類等 ②ガラス、プラスチック、金属 ③陶磁器、レンガ、瓦	5.0%

b) 再生砂（RC-10）の品質規格

建設廃材を破砕して製造した再生砂の性状は下記の規格を満足するものとする。

- 再生砂の呼び名
(1) 呼び名はRC-10とする。
- 品質の基準
(1) 最大粒径13.2mm以下とし、9.5mmふるい通過率を95%以上とする。
(2) 細粒分（0.075mm以下）の含有量（重量百分率）の上限を50%未満とする。
(3) 不純物含有量（重量百分率）は7%を超えないものとする。
(4) 六価クロムについて、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）に適合することとし、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行うこと。

第3章 建設廃棄物ごとの留意事項

第1 コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊

- コンクリート塊は、破砕し、再生骨材等として再利用の促進に努めなければならない。
- アスファルト・コンクリート塊は、破砕し再生骨材等として、又は再生加熱アスファルト混合物等として再利用の促進に努めなければならない。

第2 建設発生木材

- 建設工事から発生する木くずは、チップ化、堆肥化及び燃料化等再資源化に努めなければならない。
- 使用済み型枠の再使用に努めなければならない。ただし、再使用できないものについては、受注者の責任により適正に処理しなければならない。
- 工事現場から発生する伐採木、伐根等のうち再利用を促進することが困難なものは、施工計画等の策定時に適切な処理先を確保しなければならない。
- CCA処理木材は有害物質を含有し、再利用することが困難であることから、他の廃棄物と区分して取り扱い、施工計画等の策定時に適切な処理先を確保しなければならない。

第3 建設汚泥

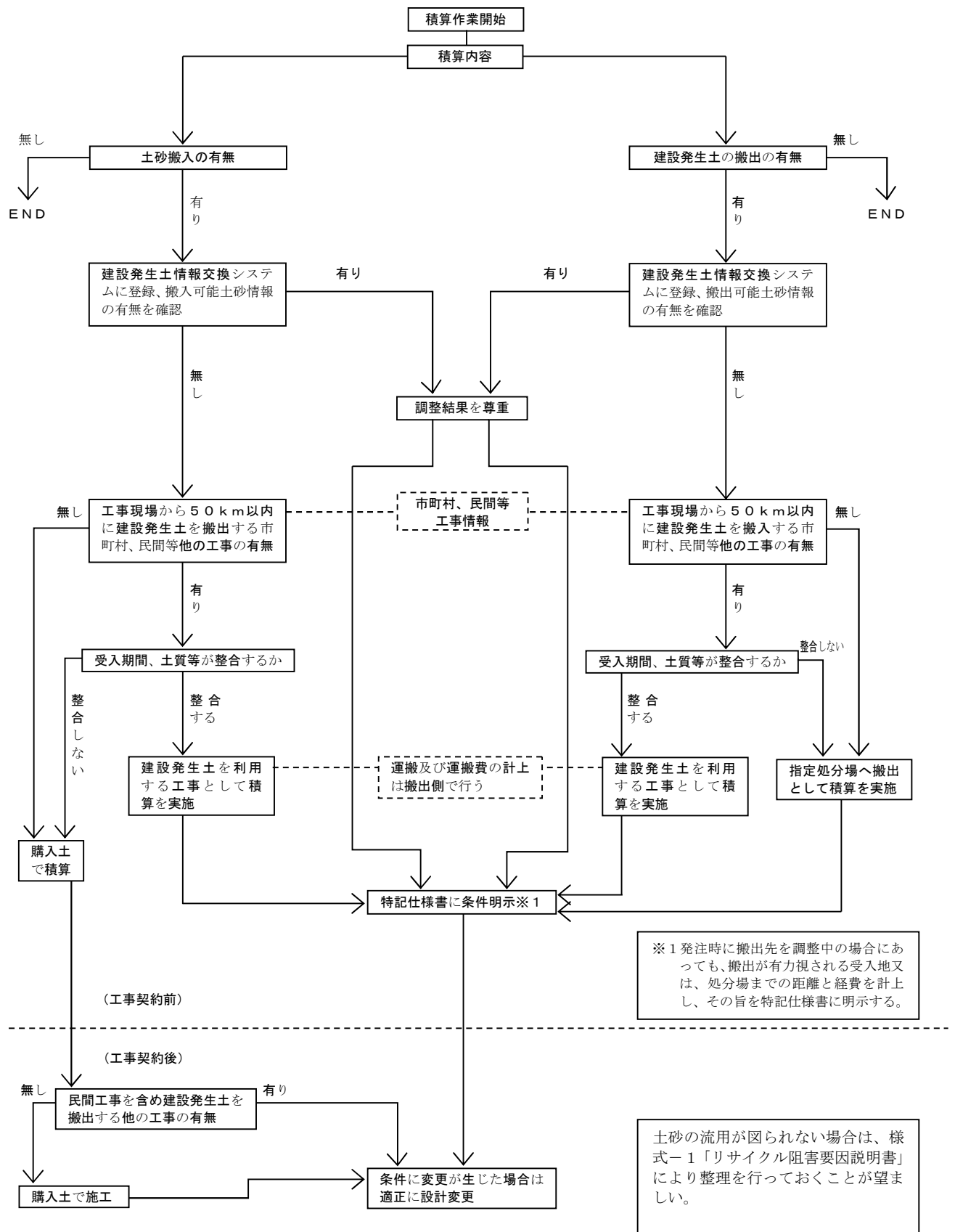
- 廃棄物処理法に規定する再生利用環境大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用し、再資源化に努めなければならない。
- 処理又は改良された建設汚泥によって埋立て又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。
- 岐阜県埋立て等の規制に関する条例第16条の第2項の規定により、製造物等を含む土砂等（建設汚泥処理後物を含む。）を特定事業の許可を有する事業場に搬入する場合は、採取元証明書に土壌分析結果証明書及び検査資料採取調書を添付しなければならない。

第4 混合廃棄物

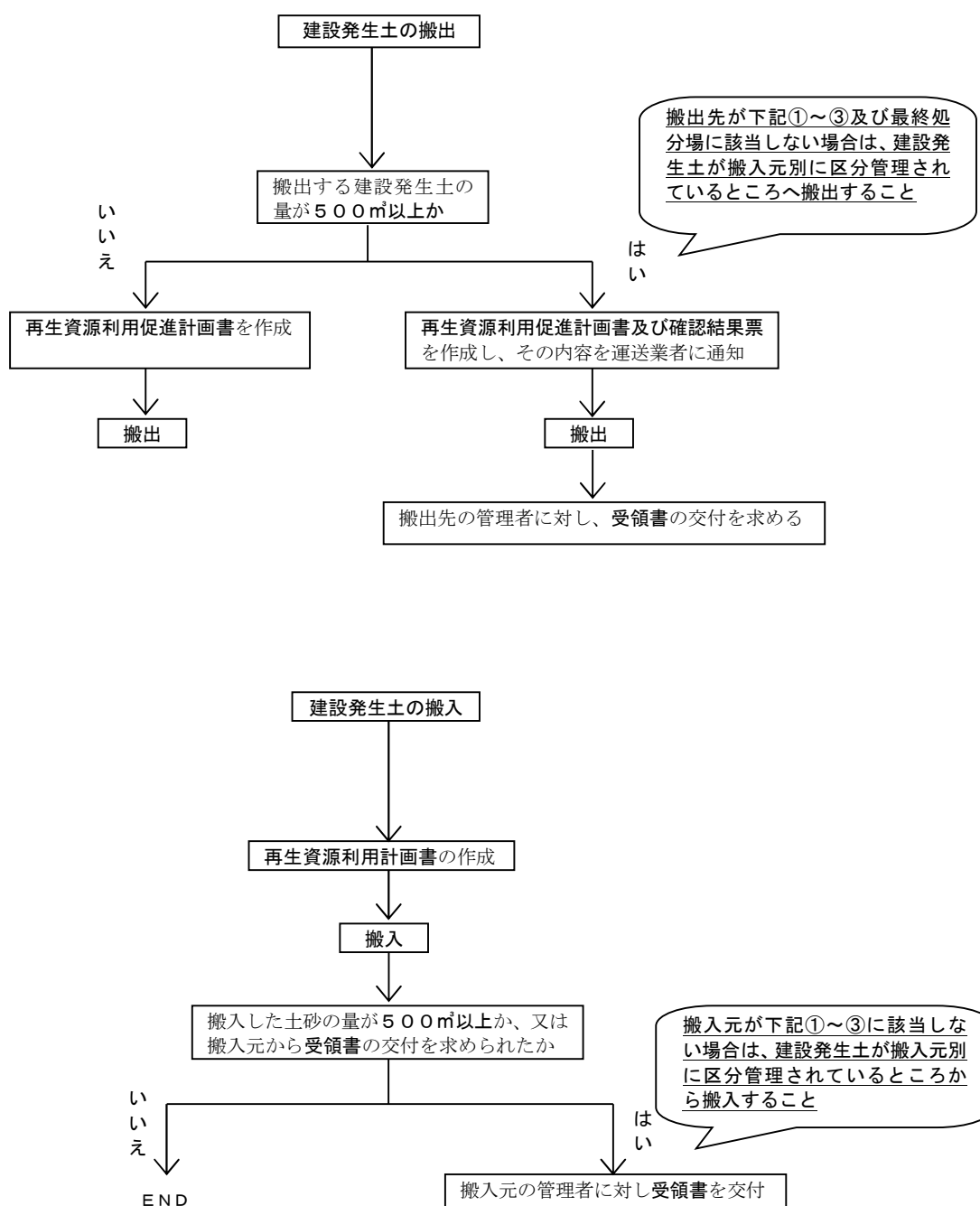
混合廃棄物については、選別等を行う中間処理施設を活用し、再利用の促進に努めなければならない。再利用ができない混合廃棄物については、管理型最終処分場で処理しなければならない。

ただし、混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別し、熱しやく減量を5%以下とした場合、当該廃棄物は安定型最終処分場で処理することができる（廃石膏ボードを除く。）。この場合、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が5%まで含まれていてもよいということではないことに留意すること。

図－１ 公共建設工事における再生資源活用（建設発生土）のフロー

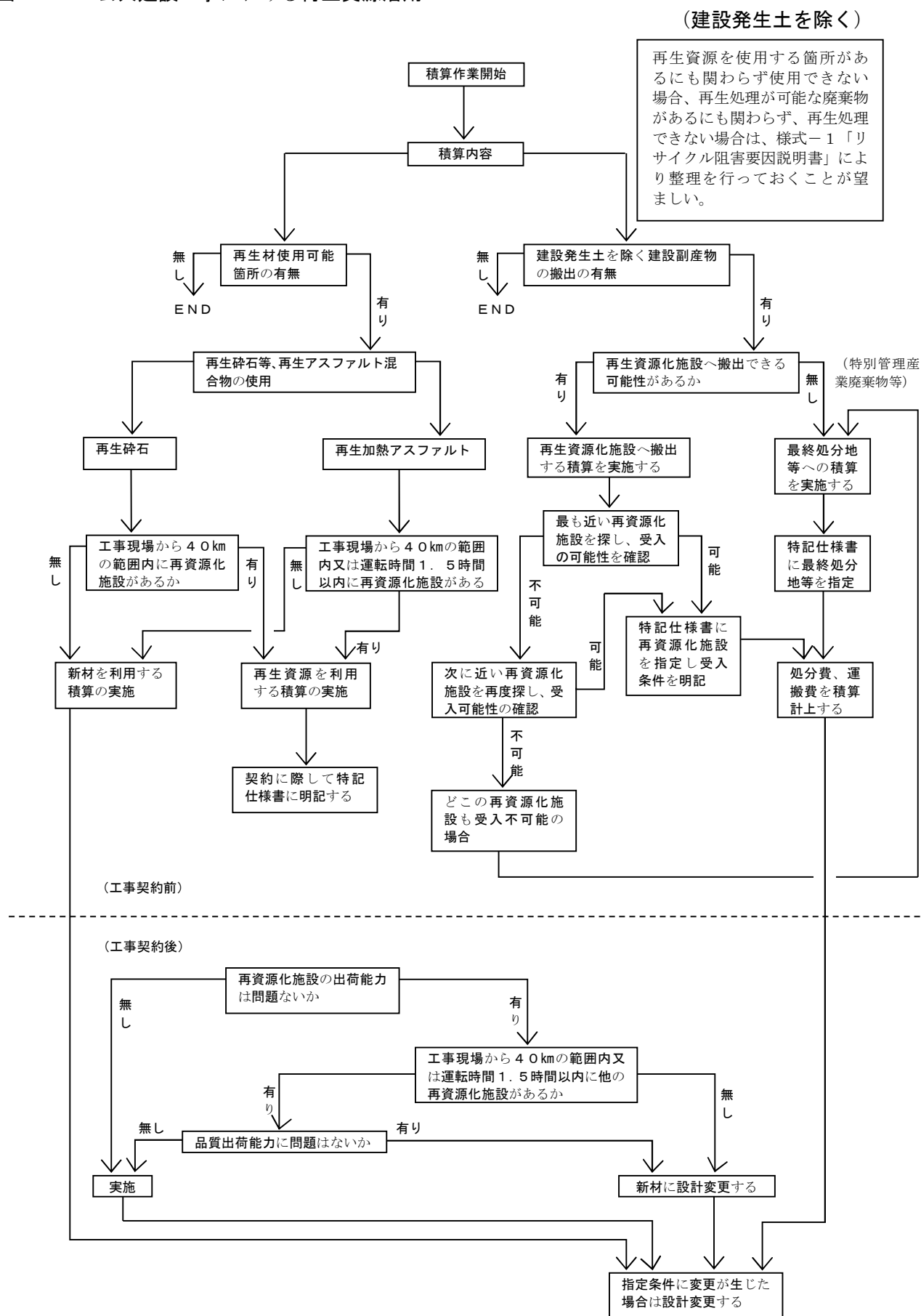


図－２ 公共建設工事における各種書類手続き及び建設発生土搬出入のフロー



- ①国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所
 ②土砂を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために土砂を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所
 ③ストックヤード運営事業者が運営するストックヤード

図－3 公共建設工事における再生資源活用フロー



リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工事名	
工事概要	

Ⅰ．建設資材利用計画

[]内；目標値、()内；達成値 再生資源利用率の目標値（１００％）を達成できない理由	土砂	砕石	アスファルト混合物
	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
再生材の供給場所がない			
再生材の規格が仕様に適合しない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

Ⅱ．建設副産物搬出計画・実績

１．建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

[]内；目標値、()内；達成値 目標値を達成できない理由	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

[]内；目標値、()内；達成値 目標値を達成できない理由	建設汚泥	建設発生木材	建設混合廃棄物
	(%)	(%)	
	[%]	[%]	
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

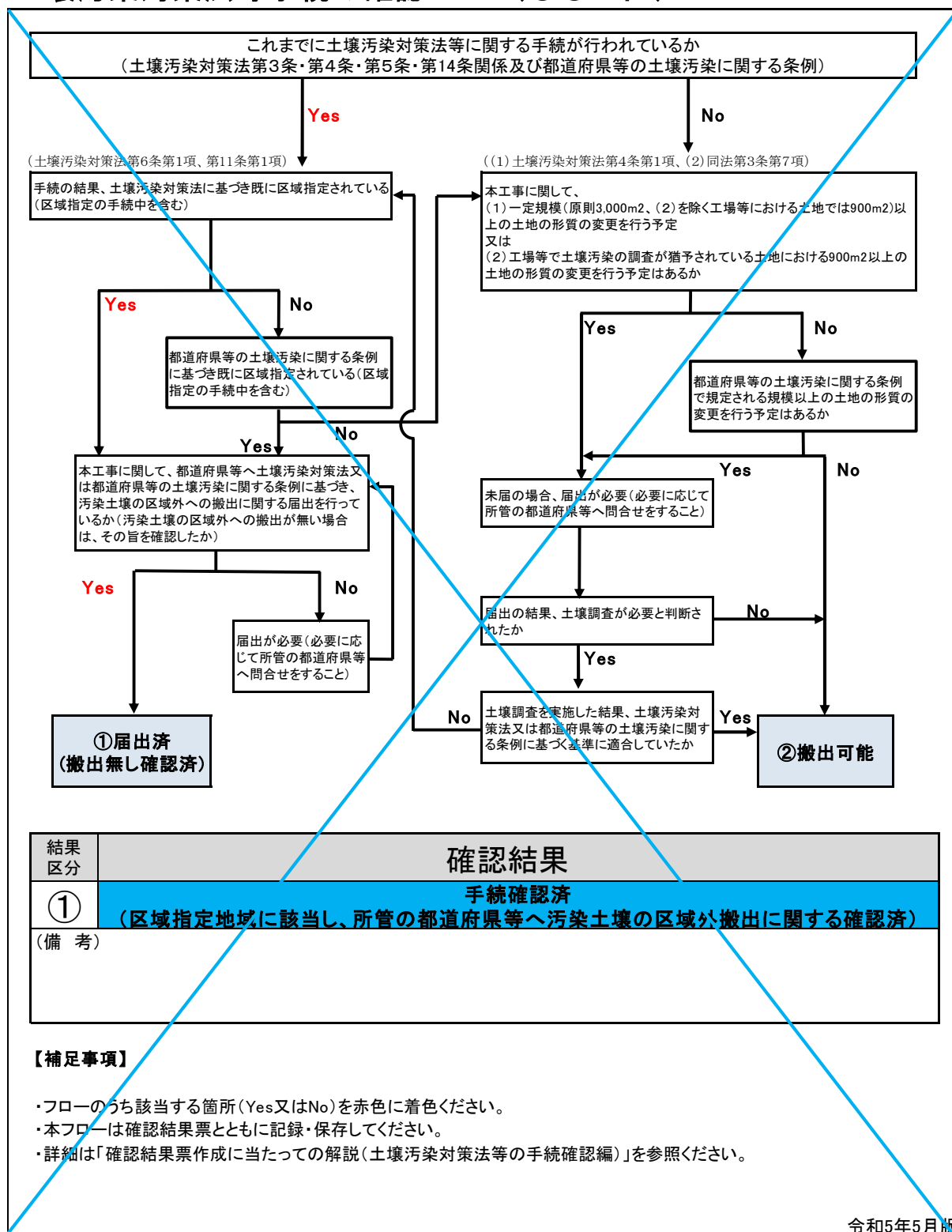
注）それぞれの品目で再生資源利用率、再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合（建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0％の場合）は、該当品目の理由の欄に○印を付ける。
理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に○印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手續確認結果

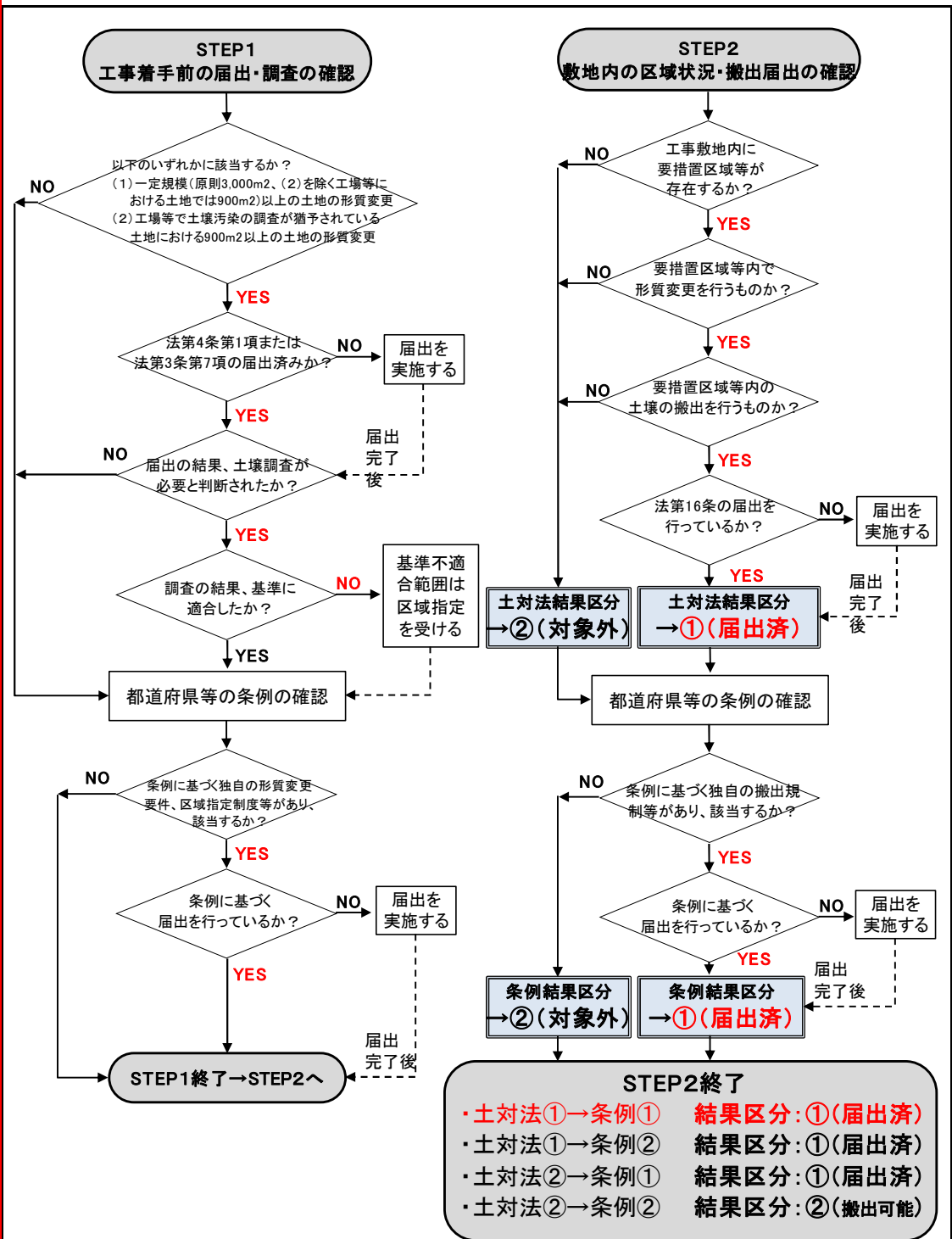
注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1	●●●●●●道路改良工事	規制未指定	[公共施設用地等]分類:道路 管理機関名:国土交通省●●河川国道事務所
2	■	規制未指定	[他法令許可等]採石法第33条の採取計画認可登録番号●●県第0000000号 国交省登録ストックヤード第0000000-000000号
3	●●●●●●道路改良工事	公共施設用地等	分類:道路 管理機関名:国土交通省●●河川国道事務所
4	●●県●●●●●仮置場	公共施設用地等	分類:河川 管理機関名:●●県●●●●●事務所
5	●●●●●土砂処分場	盛土許可等	盛土規制法第12条許可 許可番号 ●●県第000000号
6	●●●●●ストックヤード	盛土許可等	盛土規制法第21条届出 令和●年●月●日届出(●●県) 国交省登録ストックヤード第0000000-000000号
7	●●●●●土質改良プラント	盛土許可等	●●県●●●●●●●●●●に関する条例許可 許可番号0000000 国交省登録ストックヤード第0000000-000000号
8	●●●●●採石場跡地	他法令許可等	採石法第33条の採取計画認可 登録番号●●県第0000000号
9	●●●●●●●ビル新築工事	許可不要工事等	分類:工事付随堆積 元請業者:●●●●建設(株)
10	■	別途理由	盛土規制法(宅造区域):許可対象規模未満 土砂条例:許可等対象規模未満 土地所有者:同意確認済
11	■	別途理由	盛土規制法(特盛区域):届出対象規模未満 土砂条例:該当なし 土地所有者:同意確認済
12	■	規制区域外	盛土規制法:宅造区域及び特盛区域外 土砂条例:該当なし 土地所有者:同意確認済

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



結果区分	確認結果
①	手続確認済 (区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)
(備考)	

【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。
- ・STEP1は工事全体の手続確認であり、工区別の手続確認はSTEP2にて実施するため、工区によって手続確認結果が異なる場合があります。

(受領書記載例)

令和●年●月●日

(搬出元)

●●●●●●建設工事

責任者(※) ●●●● 殿

(受領先)

■●■■■■建設工事

責任者 ■■■■

土砂受領書

受領先の名称及び所在地： ■■■■■■建設工事

■■■県■■■市■■■町■■丁目■■番地■■地内

受領した管理者の商号： ■■■■建設(株)

搬出元の名称及び所在地： ●●●●●●建設工事

●●●●●●県●●●市●●●町●●丁目●●番地●●地内

土砂の搬出量： 盛土利用等※1 第1種建設発生土 ●●●●●m³ (地山量)一時堆積※2 第1種建設発生土 ●●●●●m³ (地山量)

搬入が完了した日： 令和●年●月●日

※1 盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

※2 一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

(搬出証明書記載例)

令和●年●月●日

●●●●●建設工事

責任者 ●●●●●

土砂搬出及び受領証明書

受領先の名称及び所在地：■■■■資材置き場

■■■県■■■市■■■町■■丁目■■番地■■

受領した管理者の商号：●●●●●(株)

搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事

●●●県●●●市●●●町●●丁目●●番地●●地内

土砂の搬出量：一時堆積※1 第2種建設発生土 ●●●●●m³ (地山量)

搬入が完了した日：令和●年●月●日

※1 一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

అను.

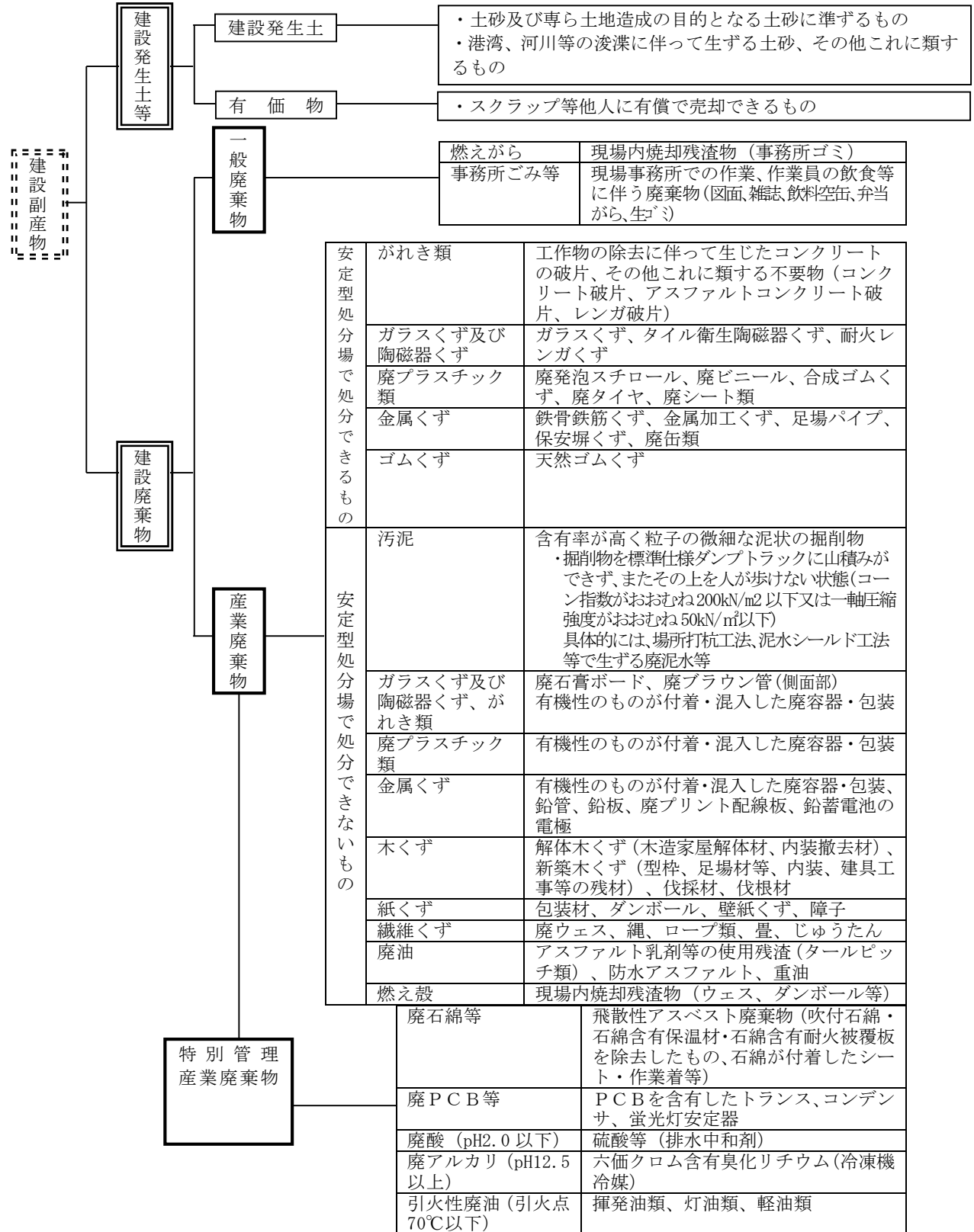
注 4 次以降の搬出がある場合には、随時記載欄を追加し記録

最終搬出先記録

本表は搬出先を示す記録であり、掘削確認として搬出量を記録しているが搬出元と搬出先の土砂量は土砂の状態により必ずしも一致しないものである。

搬出元（倉庫ストックヤード）										3 次搬出元									
1 次搬出情報										2 次搬出情報									
一 次 搬 出 先										二 次 搬 出 先									
名称	所在地	搬出量	搬出完了日	種別	所在地	管理者名等	搬出量	搬出完了日	種別	名称	所在地	管理者名等	搬出量	搬出完了日	種別	名称	所在地	管理者名等	
●●●ストックヤード	●●●県●●●市●●●町●●●	第1期建設発生土 10000m3 (地山)	2023/6/1	その他	●●●県●●●市●●●町●●●	(株) ●●●●●●	●●●ストックヤード	2023/7/1	①	●●●●●●	●●●県●●●市●●●町●●●	●●●建設事務所	2000m3 (ほぐし)	2023/7/1	①	●●●●●●	●●●県●●●市●●●町●●●	●●●建設事務所	
													5000m3 (掘削め)	2023/10/15	②	●●●●●●	●●●県●●●市●●●町●●●	●●●建設事務所	
													1000m3 (ほぐし)	2025/9/10	③	▲▲▲ストックヤード	●●●県●●●市●●●町●●●	▲▲▲建設事務所	
													1700m3 (ほぐし)	2025/2/5	処分場	●●●土砂処分場	●●●県●●●市●●●町●●●	●●●建設事務所	
													300m3 (ほぐし)	2026/5/30	その他	■●■ストックヤード	●●●県▲▲市▲▲町▲▲	■●■建設事務所	
【凡例】																			
搬出先の種別																			
○：国又は地方公共団体の管理する場所																			
※ ①：建設発生土の搬出先として用																			
②：ストックヤード																			
③：処分場、土砂処分場（再搬出を前提としないもの）																			
その他：上記以外																			
※ 本表整理における最終搬出先																			
注 4 次以降の搬出がある場合には、随時記録欄を追加し記録																			

建設副産物の具体例



別表－２
リサイクル法の概要

(参考)

		再生資源を資材として利用 (法 第 1 5 条) 利用に関する判断の基準 (省令第 5、 9 条)	発生する副産物の取扱い (法 第 3 4 条) 利用の促進に関する判断の基準 (省令第 6、 8 条)
対 象		再生資源 (建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊) を原材料とした資材を利用する場合	指定副産物 (建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材) を工事現場外へ搬出する場合
事 業 者 の 責 務		・請負契約の内容等を踏まえ、工作物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努める。 ・「利用の促進に関する判断の基準」に基づき、再生資源の利用を促進する。	・請負契約の内容等を踏まえ、分別、破碎等を行い再資源化施設に搬出すること等により、利用の促進に努める。 ・発生の抑制に資する工法または資材の選択に努める。 ・「利用に関する判断の基準」に基づき、指定副産物に係る再生資源の利用の促進を図る。
		・利用促進に資する技術開発に努める。 ・社内体制を整備する。	
発 注 者 の 責 務		・再生資源を利用するよう努め、建設業者に行わせる事項を設計図書に明示する。	・再資源化施設に搬出することにより、利用の促進を図るよう努め、建設業者に行わせる事項を設計図書に明示する。 ・発生の抑制に資する工法または資材の選択に努める。
土砂・発生土	計 画 書 (実施書)	事業者は、工事毎に 再生資源利用計画書 (実施書) を作成※し、実施状況を記録する。 様式－ 1 (5 年保存)	事業者は、工事毎に 再生資源利用促進計画書 (実施書) を作成※し、実施状況を記録する。 様式－ 2 (5 年保存)
	確 認 結 果 票	－	確認結果票を作成する
	受 領 書	元請業者は当該搬入元の管理者に対し、受領書を交付する。	元請業者は当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求める。
	対 象 工 事	搬入する建設資材の量 土砂： 500m ³ 以上 又は搬入元から受領書の交付を求められた場合	搬出する建設副産物の量 発生土： 500m ³ 以上
土砂・発生土以外	計 画 書 (実施書)	事業者は、工事毎に 再生資源利用計画書 (実施書) を作成※し、実施状況を記録する。 様式－ 1 (5 年保存)	事業者は、工事毎に 再生資源利用促進計画書 (実施書) を作成※し、実施状況を記録する。 様式－ 2 (5 年保存)
	対 象 工 事	搬入する建設資材の量 砕石： 500 t 以上 A s 合材： 200 t 以上	搬出する建設副産物の量 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の合計： 200t 以上
現 場 の 体 制		工事現場に責任者を置く。(特別な資格を必要とするものでなく、主任技術者などが兼務できる。)	
指 導 、 助 言		対象：全ての建設業者	対象：全ての建設業者
勧告、公表、命令		対象：年間完成工事高 2 5 億円以上の建設業者	対象：年間完成工事高 2 5 億円以上の建設業者

※ 計画書 (実施書) は、対象工事の規模に関わらず、作成等すること。

利用に関する判断の基準

リサイクル法第15条に基づく「利用に関する判断の基準」第4条、第5条及び第6条関係において別表－2及び別表－3のとおり示されている。

○建設発生土の土質区分と主な利用用途

建設発生土の種類	利用用途
第1種建設発生 (土砂、礫及びこれらに準ずるもの)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立用材料
第4種建設発生 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く。))	水面埋立用材料

注) ・この表に記載されている用途以外についても、土質改良や適切な施工管理を行い積極的に利用することが必要である。

・コーン指数 200 kN/m^2 以下又は一軸圧縮強度がおおむね 50 kN/m^2 以下の建設汚泥は廃棄物処理法上産業廃棄物として定義されており処理には注意が必要である。

○コンクリート塊の主な利用用途

再生資材	利用用途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
再生コンクリート砂	工作物の埋め戻し材料及び基礎材
再生粒度調整砕石	その他舗装の上層路盤材料
再生セメント安定処理路盤材	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生石灰安定処理路盤材	道路舗装及びその他舗装の路盤材料

1 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物の敷地内の舗装をいう。

2 道路舗装に利用する場合においては、再生骨材等の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

○アスファルト・コンクリート塊の主な利用用途
(再生骨材等として利用する場合)

再 生 資 材	利 用 用 途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
再生粒度調整砕石	その他舗装の上層路盤材料
再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生石灰安定処理路盤材	道路舗装及びその他舗装の路盤材料

- 1 この表において 「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物の敷地内の舗装をいう。
- 2 道路舗装に利用する場合においては、再生骨材等の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

(再生加熱アスファルト混合物として利用する場合)

再 生 資 材	利 用 用 途
再生加熱アスファルト安定処理混合物	道路舗装及びその他舗装の上層路盤材料
表層及び基層用再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及びその他舗装の基層用材料及び表層用材料

- 1 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物の敷地内の舗装をいう。

土質区分基準および適用用途基準

「発生土利用基準について」（平成１８年８月１０日 国官技第１１２号、国官総第３０９号、国営計第５９号）において土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途基準が別表－４及び別表－５のとおり定められている。

○建設発生土の土質区分基準

区 分 (国土交通省令) *1)	細区分 *2) *3) *4)	コーン指数 q _c *5) k N／m ²	土質材料の工学的分類 *6) *7)		備 考 *6)	
			大分類	中分類 土質(記号)	含水比 (地山) W _n (%)	掘 削 方 法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	—	礫 質 土	礫{G}、砂礫{GS}	—	・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 ・水中掘削等による場合は、2ランク下とする。
	第1種改良土 *8)		砂 質 土	砂{S}、礫質砂{SG}	—	
			人 工 材 料	改良土{I}	—	
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2 a 種	800以上	礫 質 土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第2 b 種		砂 質 土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第2種改良土		人 工 材 料	改良土{I}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3 a 種	400以上	砂 質 土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第3 b 種		粘 性 土	シルト{M}、粘土{C}	40％程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第3種改良土		人 工 材 料	改良土{I}	—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種発生土を除く))	第4 a 種	200以上	砂 質 土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第4 b 種		粘 性 土	シルト{M}、粘土{C}	40～80％程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有 機 質 土	有機質土{O}	40～80％程度	
第4種改良土	人 工 材 料	改良土{I}	—			
(泥土) *1), *9)	泥土 a	200未満	砂 質 土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	泥土 b		粘 性 土	シルト{M}、粘土{C}	80％程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有 機 質 土	有機質土{O}	80％程度以上	
	泥土 c		高有機質土	高有機質土{Pt}	—	

- * 1) 国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成 13 年 3 月 29 日 国交令第 59 号、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成 13 年 3 月 29 日 国交令第 60 号）においては区分として第 1 種～第 4 種建設発生土が規定されている。
- * 2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- * 3) 表中の第 1 種～第 4 種改良土は、土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第 3 種改良土は、第 4 種建設発生土をまたは泥土を安定処理し、コーン指数 400kN/㎡以上の性状に改良したものである。
- * 4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類しない為、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- * 5) 所定の方法でモールドに締固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数
- * 6) 計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求める為に必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（（社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- * 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は 75mm と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- * 8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- * 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生じる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和 46 年 10 月 16 日 環整第 43 号厚生省通知）
 ・地山掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。（建設工事等から生じる廃棄物の適正処理について 平成 13 年 6 月 1 日 環廃産第 276 号 環境省通知）
 ・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）を適用するものとする。

別表－ 5

(参考)

建設発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、下表に示す適用用途標準を目安とする。

○建設発生土の適用用途標準（１）

適用用途 区分		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※ ¹		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
								路床		路体	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第 1 種 建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第 1 種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 細粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第 1 種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第 2 種 建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第 2 a 種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第 2 b 種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第 2 種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第 3 種 建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第 3 a 種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第 3 b 種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第 3 種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第 4 種 建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの)	第 4 a 種	○		○		○		○		○	
	第 4 b 種	△		○		△		△		○	
	第 4 種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土 a	△		○		△		△		○	
	泥土 b	△		△		△		△		△	
	泥土 c	×		×		×		×		△	

○建設発生土の適用用途標準（２）

適用用途 区分		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第１種 建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるもの）	第１種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第１種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	表層利用注意
第２種 建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）	第２ a 種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第２ b 種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第２種改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第３種 建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	第３ a 種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第３ b 種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第３種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意
第４種 建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの）	第４ a 種	○		○		○		○	
	第４ b 種	○		○		○		○	
	第４種改良土	○		○		○		○	
泥土	泥土 a	○		○		○		○	
	泥土 b	△		△		△		△	
	泥土 c	×		×		×		△	

○建設発生土の適用用途標準（３）

適用用途 区分		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立て※ ²	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第１種 建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるもの）	第１種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第１種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域利用注意
第２種 建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）	第２ a 種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第２ b 種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第２種改良土	◎		◎		◎	淡水域利用注意
第３種 建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	第３ a 種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意
	第３ b 種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	
	第３種改良土	○		◎	施工機械の選定注意	◎	淡水域利用注意
第４種 建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの）	第４ a 種	○		○		◎	粒度分布注意
	第４ b 種	△		○		◎	
	第４種改良土	△		○		◎	淡水域利用注意
泥土	泥土 a	△		○		○	
	泥土 b	△		△		○	
	泥土 c	×		×		△	

〔評価〕

- ◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
 ○：適切な土壌改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
 △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
 ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

- 含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分或いは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
 機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

[留意事項]

最大粒径注意	： 利用用途先の材料の最大粒径、又は一層の仕上り厚さが規定されているもの。
細粒分含有率注意	： 利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
礫混入率注意	： 利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
粒度分布注意	： 液状化や土粒子の流出などの点に問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
透水性注意	： 透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
表層利用注意	： 表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼす恐れのあるもの。
施工機械の選定注意	： 過転圧などの点に問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
淡水域利用注意	： 淡水域に利用する場合、水域の pH が上昇する可能性があり、注意を要するもの。

[備 考]

本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。

※1 建築物の埋戻し ： 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。

※2 水面埋立て ： 水面上への土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

○参考表 コーン指数(qc)の測定方法

※「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A1228:2009)」((社)地盤工学会編「地盤材料試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.386－389)をもとに作成

供 試 体 の 作 製	試 料	4.75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は、9.5mm ふるいを通過させたものとする。
	モ ー ル ド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12cm ³
	ラ ン マ ー	質量 2.5±0.01kg
	突 固 め	3層に分けて突固める。各層ごとに30±0.15cmの高さから25回突き固める。
測 定	コーンペネトロメーター	底面の断面積3.24cm ² 、先端角度30度のもの。
	貫 入 速 度	1 cm/s
	方 法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上部から5cm、7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計 算	貫 入 抵 抗 力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コ ー ン 指 数 (q c)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積3.24cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

再生資源の利用に関連する指針等

再生資源の利用に関連する指針等は以下のものがある。

なお、指針等の名称欄の[]内の「土」は建設発生土、「骨」は再生骨材等、「ア」は再生加熱アスファルト混合物への適用の参考になることを示す。

番号	指針等の名称	発行所	内 容
1	舗装の構造に関する 技術基準・同解説 [「骨」「ア」]	(社) 日本道路協会	舗装の構造に関する一般的技術的基準を定めたもの
2	舗装設計施工指針 [「骨」「ア」]	(社) 日本道路協会	すべての舗装を対象として、これらの舗装の計画、設計、施工の基本的な考え方及び標準を示したもの
3	舗装設計便覧 [「骨」「ア」]	(社) 日本道路協会	「舗装設計技術指針」に記述された舗装の計画、設計及び施工のうち、舗装の設計に関する事項をとりまとめたもの
4	舗装施工便覧 [「骨」「ア」]	(社) 日本道路協会	「舗装設計技術指針」に記述された舗装の計画、設計及び施工のうち、施工に関する技術について、実績のある舗装用材料の性状及び施工方法などを示したもの
5	舗装再生便覧 [「骨」「ア」]	(社) 日本道路協会	「舗装設計技術指針」に記述された舗装の計画、設計及び施工のうち、舗装での再生利用に関する事項をとりまとめたもの
6	舗装調査・試験法便覧 [「骨」「ア」]	(社) 日本道路協会	再生砕石、再生アスファルト混合物等の標準的な試験方法、測定方法の手引き
7	コンクリート副産物の 再生利用に関する用途 別品質基準 [「骨」「ア」]	国土交通省大臣官房 技術調査課	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を再生処理し、路盤材、生コン用骨材及び埋戻し材、裏込め材として活用する際の品質基準を取りまとめたもの
8	建設省河川砂防 技術基準 [「土」]	(社) 日本河川協会	河川構造物の設計を行う場合の一般的かつ基本的な基準を取りまとめたもの
9	道路土工要綱 [「土」]	(社) 日本道路協会	道路土工における個々の試験方法や調査法の目的と方法、結果の整理、適用等及び道路土工を実施する際の基本方針と標準的施工法を示し、実務の参考となるものを取りまとめたもの
10	発生土利用基準 [「土」]	国土交通省大臣官房 技術調査課 他 2 課室	建設発生土や汚泥についてコーン指数や日本統一土質基準に基づく定量的な区分基準及び利用用途を取りまとめたもの
11	建設発生土利用 技術マニュアル [「土」]	(一財) 土木研究センター	土砂や汚泥を効率的かつ的確に利用するための技術的な標準を示し、発生土の利用の促進を図ることを目的としたマニュアル
12	建設汚泥処理土利用 技術基準 [「土」]	国土交通省大臣官房 技術調査課 他 2 課室	建設汚泥の処理土の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途基準を示し、再生利用の促進を図る技術基準

※必要に応じ本チェックシートの活用を図る。

チェックシート：建設廃棄物関係の留意事項チェックシート

建設工事監督（廃棄物関係）チェックシート

建設廃棄物関係の留意事項 チェックシート

工事番号： 第 号	事業名： 事業	工事名： 工事	施工箇所： 地内
-----------	---------	---------	----------

項 目	書類の種別	書類内容等のチェック		
		チェックの項目	チェックの内容	チェックの根拠
契約前	設計書	適正な予算の計上	☐ 分別費（必要に応じて）、運搬費、処分費が計上されているか	副産物要綱
		分別	☐ 分別を考慮して、積算されているか	副産物要綱
		分散処理	☐ アスベスト成型品について分別を考慮して積算されているか	廃棄物処理法
		リサイクル	☐ 分散処理を考慮して、積算されているか	副産物要綱
		特記仕様書	☐ リサイクルを考慮して、積算されているか	建設リサイクル法
契約後	建設リサイクル法に基づく手続き	特記仕様書	☐ 積算の条件を特記仕様書に記載したか	副産物要綱
			☐ アスベスト成型品についての情報提供を特記仕様書に記載したか	廃棄物処理法
		分別解体等の説明、契約		
		・元請業者から書面により説明	☐ 工事着手時期、分別解体等の計画等を書面により元請業者から説明を受けたか	建設リサイクル法
		・工事請負契約書に明記	☐ 工事請負契約書において、建設業法で定められた請負契約に加え、分別解体の方法およびその費用、再資源化施設の名称、住所およびその費用を書面に明記されているか	建設リサイクル法
	現地確認（監督員）	・アスベスト対策	☐ アスベスト成型品に対して情報収集されているか また、アスベスト成型品が発生する場合は、アスベストを考慮した処理計画となっているか	廃棄物処理法
		処理施設の实地確認	☐ 1処理施設に100m ³ 以上（積算に用いた処理対象数量）を搬出（処理委託）する工事の場合、現地において、処理能力、稼働状況およびヤードの有無等確認をしたか	副産物要綱
			☐ 現地確認等の結果を参考に、処理委託先を元請業者と協議したか	
		適正な予算の計上	☐ 分別費（必要に応じて）、運搬費、処分費が計上（変更）されているか	副産物要綱
		変更設計書		

建設工事監督(建設廃棄物関係) チェックシート

工事番号: 第 号		事業名:	事業	工事名:	工事	施工箇所:	地内
項 目	書類の種別	書類内容等のチェック					
		チェックの項目	チェックの内容			チェックの根拠	
工事提出書類 (当初)	施工計画書(第1号様式)	交通管理 再生資源の利用促進と建設副産物の利用処理方法	☐ 委託処理施設位置、運搬経路、運搬距離を図面に記載されているか ☐ 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書が作成されているか ☐ 確認結果票が作成され、計画書に添付されているか(500㎡以上の建設発生土の搬出がある場合に限る) ☐ 計画作成後、速やかに発注者に提出し、説明されたか	共通仕様書 共通仕様書 副産物要綱 副産物要綱			
	建設廃棄物処理委託契約書	その他 廃棄物処理委託先等 アスベスト成型品等 収集運搬、処分に係る委託契約書 ・契約は個別(2者契約)とする ・添付書面(業務に関する許可証の写し等) 処理委託業者が委託した契約書	☐ 廃棄物運搬業者、廃棄物処分業者、処理施設場所が記載されているか ☐ 処理委託予定業者が処理にあたり十分な能力を有していることが確認されているか ☐ アスベスト成型品に対して情報収集されているか また、アスベスト成型品が発生する場合は、アスベストを考慮した処理計画となっているか ☐ 契約を書面で交わし、その写しを提出されているか ☐ 当該委託契約書には、廃棄物処理法施行令第6条の2第3号に規定する12の条項を記載されているか ☐ 事業の区分、許可品目、許可の期限、許可条件、処分方法、処理能力は適切であるか ☐ 契約を書面で交わし、契約書(いわゆる2次委託を指す)の写しをできる限り提出(努力目標)されたか	適正処理条例 廃棄物処理法 廃棄物処理法			
	工事請負契約書の別紙 (建設リサイクル法に基づく別紙)	契約書面において、建設リサイクル法による項目を明記	☐ 工事請負契約書において、建設業法で定められた請負契約に加え、分別解体の方法およびその費用、再資源化施設の名称、住所およびその費用を書面に明記されているか	建設リサイクル法			
工事提出書類 (工事施工中)	現地確認および報告	処理委託先の現地確認 ・収集運搬車両、機材、容器、保管場所の確認 ・処理施設の実地調査、報告書 受領書の交付及び請求	☐ 収集運搬車両、機材、容器および積替え保管施設を実地調査した状況を写真撮影し報告されたか ☐ 定期的に処理施設を実地調査した状況を写真撮影(処理施設の処理能力に応じ適宜)し確認したか ☐ 500㎡以上の建設発生土を搬入又は、搬入元の管理者から受領書の交付請求があった場合、受領書を交付したか ☐ 500㎡以上の建設発生土を搬出した場合、搬出先の管理者に対し、受領書の交付請求を行ったか	副産物要綱 適正処理条例 副産物要綱 副産物要綱			
	変更の届出 (変更があった都度、速やかに)	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の現場掲示 施工計画書(変更) 建設廃棄物処理委託契約書(変更) 工事請負契約書(変更)の別紙 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書(変更)	☐ 作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供されているか(確認結果票は500㎡以上の建設発生土の搬出がある場合に限る) ☐ 変更が生じた場合は書面にて提出されたか(共通仕様書1-1-5 2) ☐ 変更契約を書面で交わし、その写しを提出されたか、変更点は適切であるか ☐ 必要に応じて変更契約されたか(H14.5.28付け建設第496号「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続きについて」) ☐ 変更が生じた場合は作成した計画書を速やかに発注者に提出し、説明されたか。また、工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供されているか	副産物要綱 副産物要綱 副産物要綱 副産物要綱			
	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	マニフェストの確認 ・マニフェストの提示、確認 ・マニフェストの提示、確認の特例 ・マニフェストのE票(2次)の写しを提示 ・措置内容等報告書の写しを提出	☐ マニフェスト集計表(廃様1)及び全てのマニフェストの原本を提示し、必要事項の記載が確認できたか ☐ 工事検査時まで提示できなかったマニフェストについて、処理完了後速やかにマニフェスト集計表(廃様1)及びマニフェスト原本を提示したか ☐ マニフェストE票(2次)の写しをできる限り提示(努力目標)されたか ☐ 管理票交付者が講ずべき措置を講じた場合は写しを提出(90日、180日経過措置)されたか	副産物要綱 副産物要綱 副産物要綱 副産物要綱			
工事提出書類 (完成届提出時)	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	☐ COBRISにより登録したか	副産物要綱			

「岐阜県建設副産物対策連絡協議会設置要綱」

(目的及び設置)

第1条 公共事業等に伴い発生する建設副産物の発生抑制、再利用の促進と適正処理の推進を図るため岐阜県建設副産物対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(連絡協議会の協議事項等)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 建設副産物の発生抑制に係る調査、研究及び調整に関すること。
- (2) 建設副産物の再生利用に係る調査、研究及び調整に関すること。
- (3) 建設副産物の適正処理の推進に関すること。
- (4) その他建設副産物対策に関する関連事項に関すること。

(連絡協議会の組織)

第3条 連絡協議会には、次に掲げる委員会及び幹事会を置く。

1 委員会

- (1) 委員会は〔別表－1〕に掲げる職にあるものをもって充てる。
- (2) 委員長は、県土整備部長をもって充て、委員会を主宰する。
- (3) 委員長は必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

2 幹事会

- (1) 幹事会は〔別表－2〕に掲げる職にあるものをもって充てる。
- (2) 幹事長は、技術検査課長をもって充て、幹事会を主宰する。
- (3) 幹事長は必要と認めるときは、幹事会に幹事以外の出席を求めることができる。
- (4) 幹事会は委員会の協議事項等についての予備的協議を行う。
- (5) 幹事長は必要と認めるときは、部会を設置することができる。

(建設副産物対策圏域連絡協議会の組織)

第4条 各圏域において第2条に規定する協議事項を効率的に処理するため代表土木事務所に、建設副産物対策圏域連絡協議会（以下「圏域連絡協議会」という。）を置く。

2 圏域連絡協議会には、委員会及び幹事会を置く。

3 委員会

- (1) 委員長は、圏域の代表土木事務所長を充て、委員会を主宰する。
- (2) 委員長は必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 幹事会

- (1) 幹事長は、圏域の代表土木事務所の課長の職にあるものより選任し、幹事会を主宰する。
- (2) 幹事長は必要と認めるときは、幹事会に幹事以外の出席を求めることができる。
- (3) 幹事会は委員会の協議事項等についての予備的協議を行う。
- (4) 幹事長は必要と認めるときは、部会を設置することができる。

(報告)

第5条 圏域連絡協議会委員長は、会議終了後すみやかに、協議事項を連絡協議委員長に報告するものとする。

(事務局)

第6条 連絡協議会の事務局は県土整備部技術検査課に置く。

2 圏域連絡協議会の事務局は代表土木事務所に置き、主務課は、圏域連絡協議会の委員長が定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会にお

いて定める。

(附則)

この要綱は平成 1 0 年	6 月	2 日から施行する。
この要綱は平成 1 1 年	4 月	1 日から施行する。
この要綱は平成 1 2 年	4 月	1 日から施行する。
この要綱は平成 1 3 年	4 月	1 日から施行する。
この要綱は平成 2 6 年	4 月	1 日から施行する。
この要綱は平成 2 9 年	4 月	1 日から施行する。
この要綱は令和 4 年	1 月	1 日から施行する。
この要綱は令和 5 年	1 月	1 日から施行する。
この要綱は令和 5 年	7 月	1 日から施行する。
この要綱は令和 7 年	4 月	1 日から施行する。

別表－1 岐阜県建設副産物対策連絡協議会 委員会

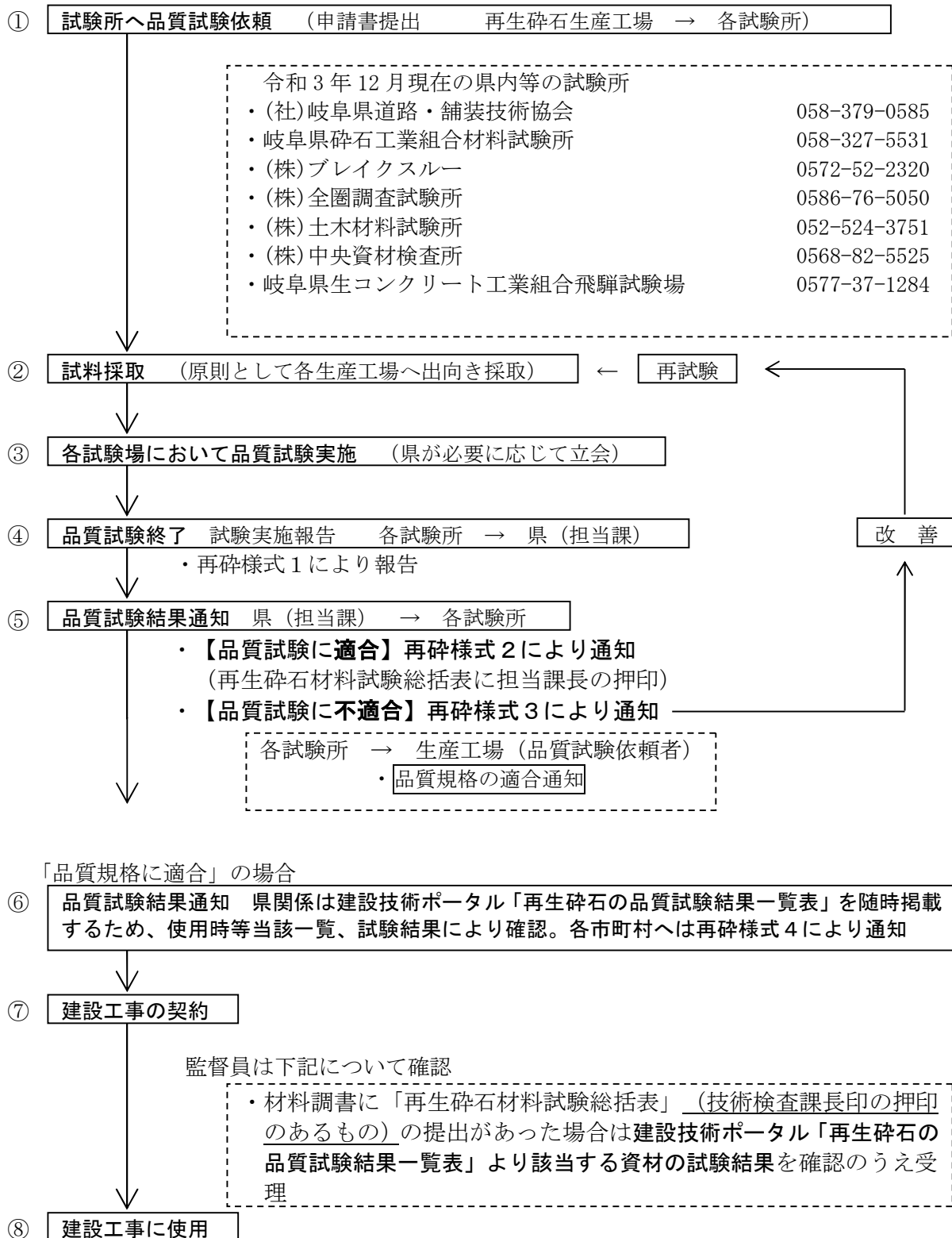
委員長	県土整備部	県土整備部長
副委員長	国土交通省中部地方整備局	木曾川上流河川事務所長
		岐阜国道事務所長
	農政部	農政部長
	林政部	林政部長
	都市建築部	都市建築部長
		都市公園整備局長
委 員	環境生活部	廃棄物対策課長
	農政部	農政課長
		畜産振興課長
		農地整備課長
	林政部	林政課長
		森林経営課長
		森林保全課長
	県土整備部	建設政策課
		技術検査課長
		道路建設課長
		道路維持課長
		河川課長
		砂防課長
	都市建築部	都市政策課長
		下水道課長
		公共建築課長
		住宅課長
		水資源課長
		水道企業課長
		都市公園課長
	(岐阜圏域代表)	岐阜土木事務所長
	(西濃圏域代表)	大垣土木事務所長
	(中濃圏域代表)	可茂土木事務所長
	(東濃圏域代表)	多治見土木事務所長
	(飛騨圏域代表)	高山土木事務所長
	市 町 村	市 長 会 長
		町 村 会 長
	関係団体	建設業協会長

別表－２ 岐阜県建設副産物対策連絡協議会 幹事会

幹事長	県土整備部	技術検査課長
副幹事長	国土交通省中部地方整備局	木曾川上流河川事務所副所長 岐阜国道事務所副所長
幹 事	環境生活部	廃棄物対策課不法投棄監視監
	農政部	農政課技術総括監 畜産振興課畜産指導監 農地整備課技術指導監
	林政部	林政課技術総括監 森林経営課林業経営改革室長 森林保全課山地災害対策監
	県土整備部	建設政策課技術総括監 技術検査課建設技術企画監 道路建設課橋りょう係長 道路維持課道路管理企画監 河川課技術管理監
	都市建築部	砂防課土砂災害対策監 都市政策課技術総括監 下水道課公共下水道係長 公共建築課設備管理監 住宅課住宅活用推進監 水資源課水資源係長 水道企業課県営水道対策監 都市公園課都市公園企画監
	(岐阜圏域代表)	岐阜土木事務所担当課長
	(西濃圏域代表)	大垣土木事務所担当課長
	(中濃圏域代表)	可茂土木事務所担当課長
	(東濃圏域代表)	多治見土木事務所担当課長
	(飛騨圏域代表)	高山土木事務所担当課長
	市 町 村	市 長 会 町 村 長 会
	関係団体	建設業協会

第4章 再生砕石の品質試験の取扱い

再生砕石の品質試験は、下記により品質試験を実施することにより、工事毎の納入時試験を省略できる。なお、下記試験所以外において試験を実施した場合は、工事毎に材料納入時に実施すること（平成10年12月17日付け技第268号（269号）通知）。



再砕様式 1

(再生碎石の品質試験結果)

令和 年 月 日

岐阜県県土整備部技術検査課長 様

〇〇〇

〇〇試験所 〇

代表者名

再生碎石の品質試験結果について（報告）

令和〇〇年〇月〇〇日～〇〇日に実施した再生碎石の品質試験について下記のとおり報告します。

記

- 1 試験所名 〇〇〇〇試験所
- 2 被試験者 〇〇社 〇試料
〇〇会社（株） RC-〇〇、RC-〇〇
〇〇会社（有） RC-〇〇
- 3 試験結果 試験成績結果報告書（別添）のとおり
- 4 報告書の管理 この材料試験報告書は貴試験所で〇年間保管します。
- 5 担当者及び連絡先
担当者 フルネーム
連絡先 電話 〇〇-〇〇-〇〇

※ 添付資料については、各材料に応じて必要な試験を行った試験報告様式及び結果が分かる資料（PDF等により提出）

第 号
令和 年 月 日

〇〇試験所
〇〇〇〇 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

再生砕石の品質試験結果について（通知）

令和〇〇年〇月〇〇日に報告のありましたこのことについては適正と認め、下記のとおり通知します。

記

- 1 試験所名 〇〇〇〇試験所
- 2 被試験者 〇〇社 〇試料
〇〇会社（株） R C－〇〇、R C－〇〇
〇〇会社（有） R C－〇〇
- 3 試験結果 再生砕石材料試験総括表（別紙）のとおり
- 4 有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 報告書の管理 この材料試験報告書は貴試験所で保管すること。
- 6 申請者への通知
 - ・原材料が、変化した場合は、その都度品質試験を実施すること。
 - ・工事現場において監督員、現場代理人及び主任技術者等から指示があった場合は再度品質試験を実施すること。
 - ・この材料試験報告書の有効期間は通知日より6ヶ月間とする。
 - ・この材料試験報告書の有効期間は上記のとおりとする。
 - ・「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」に基づく試験であり、岐阜県（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部）所管の建設工事に適用されるものである。

令和 第 年 月 日 号

〇〇試験所
〇〇〇〇 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

再生砕石の品質試験結果について（通知）

令和〇〇年〇月〇〇日に報告のありましたこのことについては、一部の品質が不適正のため、下記のとおり通知します。

記

- 1 試験所名 〇〇〇〇試験所
- 2 被試験者 〇〇社 〇試験料
〇〇会社（株） R C - 〇〇
- 3 試験結果 砕石材料試験報告書一覧表のとおり、試験項目の〇〇について規格値外のため不合格です。
- 4 申請者への通知 再生砕石生産工場の生産方法等の改善をされたい。

令和 年 月 日
第 号

各市町村長 様
(建設関係担当課)

岐阜県県土整備部技術検査課長

再生砕石の品質試験結果について（通知）

再生砕石の品質試験を、〇〇において実施したので、下記のとおり結果を参考送付します。

記

- 1 試験所名 〇〇〇〇試験所
- 2 被試験者 〇〇社 〇試料
〇〇会社（株） RC-〇〇、RC-〇〇
〇〇会社（有） RC-〇〇
- 3 試験結果 再生砕石材料試験総括表（別紙）のとおり
- 4 有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 材料調書の取扱い
 - ・ 工事着工時の材料調書に「再生砕石材料試験総括表」(〇〇部〇〇課 長 (〇〇) 印のあるもの)の提出があった場合は、当通知の「再生砕石材料試験総括表」を確認のうえ承認して下さい。
- 6 その他
 - ・ 材料の品質が大幅に変化した場合及び工事現場において監督員、現場代理人及び主任技術者等から指示があった場合、再度品質試験を実施できることとしています。
 - ・ 材料試験報告書の原本は各試験所に保管しています。

（注）建設担当課から土地改良、治山林道担当にも周知されますようお願いいたします。

再生碎石の試験項目等

1 試験項目

試験実施項目は「岐阜県建設工事共通仕様書」（岐阜県）、「舗装再生便覧」（（社）日本道路協会）及び「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（岐阜県農政部・林政部・県土整備部・都市建築部）」に規定する項目

2 試験実施要領

試験実施要領は J I S 規格等に準拠することとするが、「舗装調査・試験法便覧」（（社）日本道路協会）等を参考に実施することとする。

3 一覧表

① ふるい分け試験	(J I S A 1 1 0 2 に準拠)
② 液性限界試験	(J I S A 1 2 0 5 に準拠)
③ 塑性限界試験	(J I S A 1 2 0 5 に準拠)
④ 粗骨材の比重および吸水率試験	(J I S A 1 1 1 0 に準拠)
⑤ 粗骨材のすり減り試験	(J I S A 1 1 2 1 に準拠)
⑥ 突き固め試験	(J I S A 1 2 1 0 に準拠)
⑦ 修正 C B R 試験	(舗装調査・試験法便覧に準拠)
⑧ 不純物量試験	(下記による)

※ なお、試料の採取は「5 再生碎石の試料採取方法」による

4 再生砕石材の不純物量試験

a 試験器具

- | | | | |
|-------|-------------------|------------|-------|
| ① はかり | ② バット | ③ ハンドスコップ | ④ 乾燥機 |
| ⑤ シート | ⑥ 0. 0 7 5 mm ふるい | ⑦ 5 mm ふるい | |

b 試験方法

- ① 1 1 0℃乾燥機で最小 1 5 kg 以上の試料を一定質量になるまで乾燥する。
- ② 乾燥後の試料の質量をはかりで測定し、バットに移す。
- ③ バットに水を注ぐ。（試料が完全に水に浸り、上部の浮遊物をすくい取れる水位まで）
- ④ ハンドスコップにて十分かき混ぜる。
- ⑤ 水に浮いてきた物を不純物Ⅰ（木片・紙類等のゴミ）とし、0. 0 7 5 mm ふるいにて、すくい取る。
- ⑥ 0. 0 7 5 mm ふるいにとどまった不純物Ⅰをバットに移して、1 1 0℃乾燥機に入れる。（一定質量になるまで乾燥する）
- ⑦ 乾燥機から取り出し、不純物Ⅰの質量をはかりで測定する。
- ⑧ 不純物Ⅰの質量 g / 全体乾燥質量 $g \times 1 0 0 =$ 不純物Ⅰの混入量（%）
- ⑨ 不純物Ⅰを取り除いた残りの試料を 5 mm ふるいで水洗いする。
- ⑩ 5 mm ふるいにとどまった試料を 1 1 0℃乾燥機に入れる。（一定量になるまで乾燥する）
- ⑪ 乾燥した試料をシートに広げ目視により、不純物Ⅱ（プラスチック・ガラス・金属）、不純物Ⅲ（陶磁器・レンガ・瓦）に分けて取り出す。
- ⑫ 取り出した不純物Ⅱ、不純物Ⅲの質量をはかりで、それぞれ測定する。
- ⑬ 不純物Ⅱの質量 g / 全体乾燥質量 $g \times 1 0 0 =$ 不純物Ⅱの混入量（%）
- ⑭ 不純物Ⅲの質量 g / 全体乾燥質量 $g \times 1 0 0 =$ 不純物Ⅲの混入量（%）
- ⑮ 試験終了

c 計算方法

- ① 不純物Ⅰの混入量（%）は、b ⑧で計算した数値
- ② 不純物Ⅰ＋Ⅱの混入量（%）は、 $(\text{不純物Ⅰの質量 } g + \text{不純物Ⅱの質量 } g) / \text{全体乾燥質量 } g \times 1 0 0$
- ③ 不純物Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲの混入量（%）は、 $(\text{不純物Ⅰの質量 } g + \text{不純物Ⅱの質量 } g + \text{不純物Ⅲの質量 } g) / \text{全体乾燥質量 } g \times 1 0 0$
- ④ 試験終了

※ 不純物Ⅰは木片・紙類等のゴミ、不純物Ⅱはプラスチック・ガラス・金属、不純物Ⅲは陶磁器・レンガ・瓦とする。

c ①～③で計算した数値は、小数点以下第 3 位以下を切り上げし、小数点以下第 2 位まで求めること。

5 再生碎石の試料採取方法

a 適用範囲

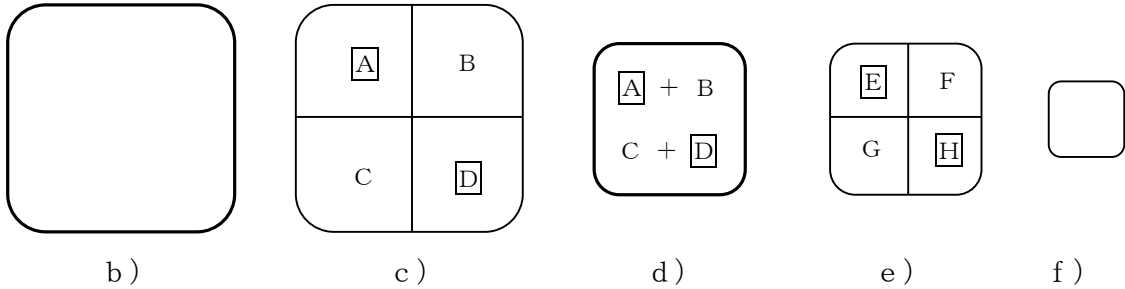
この規定は、再生碎石の品質を確認するための、試料を採取するための方法について規定する。

b 試料の分取

① 分取方法

試験に用いる試料を必要量取り出す場合には、原則四分法を用いる。

四分法の要領を以下に示す。



a) 堆積してある再生碎石の中から、無作為に、試験に必要な量の3倍程度を採取する

b) 採取した再生碎石を均等に広げる

c) 4等分して隣接しない2個を選ぶ ($\boxed{A} + \boxed{D}$ or $B + C$)

d) 選んだ2個を合わせてよく混合し、均等に広げる

e) 再び、4等分して隣接しない2個を選ぶ ($\boxed{E} + \boxed{G}$ or $F + H$)

f) 選んだ2個を合わせてよく混合する。

分量が多すぎる場合はe)、f)の作業を繰り返す

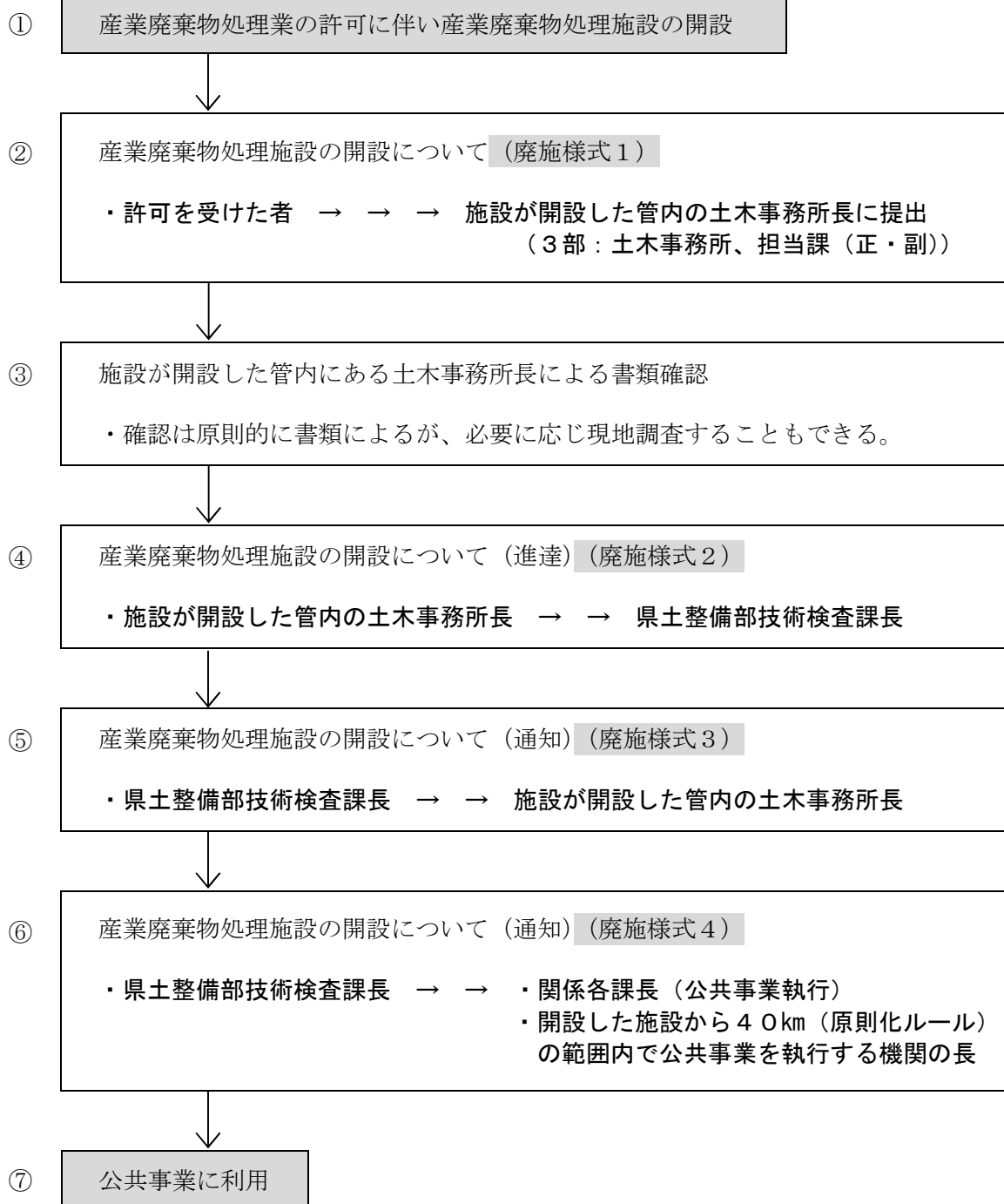
② 試料の分取量

試験に用いる試料の分取量は、各試験方法で規定する試料の最小質量に適切な余裕量を加えた量とする。

(参考) 各試験に用いる試料の必要量は、試験項目及び試験個数、粒度、含水量などによって変わる

第5章 産業廃棄物処理施設（建設副産物再資源化施設）開設の取扱い

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理業の許可に伴い産業廃棄物処理施設の開設があった場合で公共事業（県、市町村等）から発生する建設副産物の受入れをしていく場合の取扱は下記のとおりとする。



廃施様式 1

令和 年 月 日

〇〇土木事務所長 様
(処理施設が開設した
管内の土木事務所長)

所在地又は住所 ○ ○ ○
商号又は名称 ○ ○ ○
代表者の氏名 ○ ○ ○

産業廃棄物処理施設の開設について

このことについて、〇〇市(郡) 〇〇町(村) 〇〇番地地内に産業廃棄物処理業の許可を受け、処理施設の開設及び再生資材の生産・販売を開始しましたので、ご利用を賜りたく関係書類を添え提出いたします。

記

- 1 会社名 株式会社 ○ ○ ○ ○
代表取締役 ○ ○ ○ ○
- 2 会社住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- 3 中間処理施設の名称 株式会社 ○ ○ ○ ○
- 4 中間処理施設の住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- 5 取扱品目 建設廃棄物の受入れ
・アスファルト塊
・コンクリート塊(無筋)
・コンクリート塊(有筋)
・コンクリート塊(コンクリート二次製品)
・建設木くず
・建設汚泥など

再生資材の生産
・再生碎石(RC-40、RC-30など)

(その他添付書類は次頁のとおり)

添 付 書 類

- 1 会社の概要 ・ 会社名
 ・ 本社及び事業所の所在地
 ・ 代表者の氏名
 ・ 資本金
 ・ 会社の沿革
 ・ 営業内容
- 2 工場位置図（5 万分に 1 程度の地図に施設の位置を表示）
- 3 工場位置図（住宅地図等に施設の位置を表示）
- 4 工場配置平面図
- 5 受入れ条件
- 6 再生資材の処理能力及び再生資材の生産能力
- 7 産業廃棄物処分業許可証の写し
- 8 破砕機、振動フルイ等の機械の概要（カタログ等の写し）
- 9 廃材の処理費用の一覧表（見積書添付）
- 10 再生資材の価格の一覧表（見積書添付）
- 11 再生資材（再生碎石等）の試験成績報告書

（添付書類は全て A 4 サイズとする。）

令和 第 年 月 日

〇〇部〇〇課長 様

〇〇土木事務所長
(処理施設が開設した
管内の土木事務所長)

産業廃棄物処理施設の開設について（進達）

令和〇年〇月〇日付で〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇より、産業廃棄物処理施設の開設及び再生資材の生産・販売の報告がありましたので下記のとおり進達します。

記

- 1 会社名 株式会社 〇 〇 〇 〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇
- 2 会社住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- 3 中間処理施設の名称 株式会社 〇 〇 〇 〇
- 4 中間処理施設の住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- 5 取扱品目 建設廃棄物の受入れ
 - ・アスファルト塊
 - ・コンクリート塊（無筋）
 - ・コンクリート塊（有筋）
 - ・コンクリート塊（コンクリート二次製品）
 - ・建設木くず
 - ・建設汚泥など

再生資材の生産

 - ・再生砕石（RC-40、RC-30など）
- 6 その他添付書類

令和 第 年 月 日
号

〇〇土木事務所長 様
(施設が開設した
管内の土木事務所長)

技術検査課長

産業廃棄物処理施設の開設について（通知）

令和〇〇年〇月〇〇日付〇〇第〇〇〇号により進達のありましたこのことについては下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

建設副産物については「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理要綱」に基づき、工事現場から40km以内の再資源化施設へ搬出することとなっておりますので該当する建設工事に活用していくこととします。

当面、積算に使用する価格は、見積りを徴取のうえ決定して下さい。

なお、貴管下市町村への周知をよろしくお願いします。

記

- 1 会社名 株式会社 〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
- 2 会社住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
- 3 中間処理施設の名称 株式会社 〇〇〇〇
- 4 中間処理施設の住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
- 5 取扱品目 建設廃棄物の受入れ
 - ・アスファルト塊
 - ・コンクリート塊（無筋）
 - ・コンクリート塊（有筋）
 - ・コンクリート塊（コンクリート二次製品）
 - ・建設木くず
 - ・建設汚泥など

再生資材の生産

 - ・再生碎石（RC-40、RC-30など）
- 6 その他添付書類

令和 第 年 月 号
日

関係各課長
関係現地機関の長 様
(公共事業執行機関の長)

技術検査課長

産業廃棄物処理施設の開設について（通知）

このたび、下記のとおり産業廃棄物処理施設（再資源化施設）が開設され建設副産物の受入が開始されたので通知します。

建設副産物は「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理要綱」に基づき、工事現場から 40 km 以内の再資源化施設へ搬出することとなっておりますので該当する建設工事に活用していくこととします。

当面、積算に使用する価格は、見積りを徴取のうえ決定して下さい。

なお、〇〇土木事務所長におかれては貴管下市町村への周知をよろしくお願いします。

記

- 1 会社名 株式会社 〇〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
- 2 会社住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- 3 中間処理施設の名称 株式会社 〇〇〇〇
- 4 中間処理施設の住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- 5 取扱品目 建設廃棄物の受入れ
 - ・アスファルト塊
 - ・コンクリート塊（無筋）
 - ・コンクリート塊（有筋）
 - ・コンクリート塊（コンクリート二次製品）
 - ・建設木くず
 - ・建設汚泥など

再生資材の生産

 - ・再生碎石（RC-40、RC-30 など）
- 6 その他添付書類